

山 青 森 県 報

号外第百七号

平成十三年十二月十八日(火曜日)

目 次

訓 令

○あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程……………(人事課) ……一
 ○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓
 令……………(消防防災課) ……二

人事委員会

○人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する
 規則……………(職員課) ……三
 ○人事委員会規則一四―一〇(県職員に係る管理職員等の範囲
 を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……三

訓

令

青森県訓令甲第四十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程を次のように定める。

平成十三年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程

(設置)

第一条 農林水産部にあおもりの「冬の農業」推進チーム(以下「推進チーム」とい
う。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進チームは、次の事務を所掌する。

- 一 「冬の農業」の推進方針の策定に関すること。
- 二 「冬の農業」に関する技術の確立に関すること。
- 三 「冬の農業」に関する技術及び知識の普及に関すること。
- 四 その他「冬の農業」の推進に関すること。

(推進チームの職等)

第三条 推進チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、推進チームの事務を掌理し、所属の職員を
指揮監督する。

第四条 推進チームに必要な応じ総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員
を置く。

2 総括主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及
び立案に当たる。

3 主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当
たる。

4 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

5 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、推進チームの事務に従事する。

(推進チームの担当次長)

第五条 農林水産部の次長のうち農産園芸課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、推進チームに係る事務を整理する。

(事務の専決及び代決)

第六条 推進チームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)を準用する。この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びにあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びにあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」と読み替えるものとする。

2 推進チームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びにあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」と、同規程第十一条第三項中「工事検査室長」とあるのは「あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県職員服務規程の一部改正)

2 青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び公社等改革推進チーム」を、「公社等改革推進チーム及び農林水産部あおもりの「冬の農業」推進チーム」に改め、同条第二項中「公社等改革推進チーム」の下に「及び農林水産部あおもりの「冬の農業」推進チーム」を加える。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

3 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

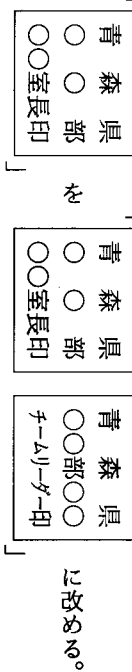
第二条第二号中「公社等改革推進チーム」の下に「及びあおもりの「冬の農業」推進チーム」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

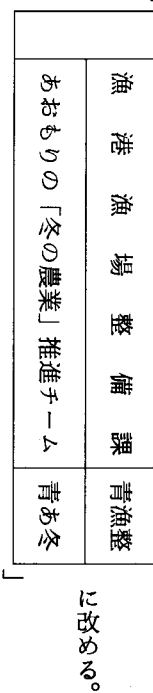
4 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「公社等改革推進チーム」の下に「及びあおもりの「冬の農業」推進チーム」を加える。

別表第一の1(1)中



別表第二中



青森県訓令甲第四十六号

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十二月十八日

青森県知事 木村守男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長
---------	----------

を

漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長
あおもりの「冬の農業」推進班	あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー

に改める。

第三条漁港漁場整備班の項の次に次のように加える。
あおもりの「冬の農業」推進班

一 他の班の実施事項の応援に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

「副参事」を 「チームリーダー」 に改める。
副参事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「総務学事課に置くものに限る。」の下に「チームリーダー」を加え、同表備考第一項中「並びに並行在来線対策室設置規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十四号）第一条」を「、並行在来線対策室設置規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十四号）第一条並びにあおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号）第一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。